

保育園・幼稚園の入園申込み手続きに
「マイナンバー」 の記載が必要になります。

マイナンバー（個人番号）制度は、国民一人ひとりに割り振られた12桁の個人番号を、社会保障や税などの事務に利用することで、住民サービスの向上と行政の効率化を目指すものです。

保育園・幼稚園の利用にあたっては、各申請手続きの際に、申請書に個人番号を記入していただくことになりました。

● マイナンバーの記載について

「支給認定申請書兼施設利用申込書」の「利用希望の小学校就学前子ども」及び「支給認定申請子どもの世帯員」のマイナンバーを記入して下さい。

● 「番号確認」と「本人確認」について

マイナンバーを記載して申請（入園申込み）を行う際には、「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、申請書を提出する際には、以下の書類を持参してください。

《 番号確認に必要な書類（いずれか提示）》

- ・個人番号カード（本人確認もできます）
- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し

園児・世帯員 全員分の
マイナンバーを
持参して下さい。

※コピー・写真では確認できませんので、必ず原本を持参してください。

《 本人確認に必要な書類（いずれか提示）》

- ・個人番号カード（番号確認もできます）
- ・運転免許証
- ・パスポート

本人確認をするのは、
申請書（入園申込書類）を
持参する方のみです。

上記書類の提示が困難な場合には、次の2点提示により本人確認します。

- ・健康保険証
- ・児童扶養手当証書
- ・国民年金手帳
- ・特別児童扶養手当証書
- ・介護保険被保険者証

※入園申込み書類を持参する方が祖父母・親戚等の場合は、その方の本人確認ができる書類が必要です。

◎お問い合わせ先◎

保育園に関して…住 民 課 TEL672-5984

幼稚園に関して…教育委員会 TEL672-0136